

NMR 施設利用誓約書誓約事項（平成 28 年度成果占有利用）

（基本方針）

1. NMR 施設を利用して行う利用課題は、平和目的に限定し、利用実験を安全に実施するとともに、他の利用研究者等との良好な関係を確保すること。このため、関係法令、大阪大学の規程及び各種手続き等を遵守すること。また、蛋白質研究所側担当者（以下、担当者と略す）が行う安全及び管理のための指示に従うこと。

（傷害保険）

2. 不慮の事故に備えて利用者は傷害保険等（労働者災害補償保険法に基づくものを含む。）に加入すること。

（物品、薬品等の持込等）

3. 実験に使用する物品、薬品等は、所定の手続きに従って持ち込み、善良な管理者の注意義務をもって管理すること。また、持ち込んだ物品、薬品等は全て責任を持って所属機関まで持ち帰ること。

（施設、設備等の使用）

4. NMR 施設及びそれに附属する施設、設備並びに物品の使用にあたっては、担当者の指示に従うこと。また、使用後は従前の状態及び場所に戻すこと。

（利用の開始）

5. 実験の開始前に、NMR 施設の機能及び整備状況等について、所定の確認を行い、異常があれば、担当者に連絡すること。また担当者が指示する場合は、必要な点検を受けること。

（利用の終了）

6. 実験の終了後に、NMR 施設の機能及び整備状況等について、所定の点検を受けること。この場合、点検結果を基に原状回復にかかる指示がある場合は、その指示に従い所要の措置を講じること。

（NMR 施設利用時間の減少・遅延）

7. NMR 施設利用時間の減少・遅延等に伴って損害が生じた場合、大阪大学の故意又は重大な過失がない限り、大阪大学に対していかなる賠償請求を行わないこと。

（事故等）

8. 事故及び災害の際は、実験責任者が責任をもって対処し、速やかに担当者へ連絡すること。

（使用の停止）

9. この誓約書に規定する事項を守らなかった場合、大阪大学蛋白質研究所 NMR 施設に提出する書類に虚偽の記載があることが判明した場合、もしくは、NMR 施設の運営に支障をきたすと大阪大学蛋白質研究所 NMR 施設が判断した場合は、大阪大学蛋白質研究所 NMR 施設が行う使用停止等の指示に従うこと。

(賠償責任)

10. 故意又は重大な過失によって NMR 施設及びそれに附属する施設、設備並びに物品に損害を及ぼしたときは、損害の全部又は一部を賠償すること。

(紛争処理)

11. この誓約について疑義又は紛争が生じたときは、相互に協議、解決を図ると共に日本国の法律に基づき大阪大学蛋白質研究所 NMR 施設の所在地の裁判所において解決すること。

以上